



年末調整相談会日程のご案内

通常日程

- ①日 程：令和7年12月16日（火）～令和8年1月20日（火） ※土・日・祝日を除く
【令和7年12月27日（土）～令和8年1月4日（日）まで年末年始のため事務所を休業とさせていただきます。また、**年内の相談受付は12月25日（木）までとさせていただきます。**】
- ②受付時間：午前9時00分～午前11時30分（会計ソフトの方は午前11時00分）
午後1時00分～午後3時30分（会計ソフトの方は午後3時00分）
- ③会 場：川崎西青色申告会館

土曜日相談会日程（予約制） ※開催日前日までに予約がない場合は相談会を行いません。

- ①日 程：令和8年1月10日
- ②受付時間：午前9時00分～午前11時00分（相談時間は1時間ごと）
- ③会 場：川崎西青色申告会館



年末調整相談会にご持参いただく書類等

- ① 令和6年分・令和7年分所得税の源泉徴収簿（1人別源泉徴収簿）、納付書の控
- ② **従業員、専従者の配偶者・扶養親族等の収入金額がわかるもの**（源泉徴収票など）
- ③ 源泉納付書（税務署より送付済み）
- ④ 給与支払報告書・総括表 ※市区町村より届いている方はご持参下さい。
- ⑤ 各種控除証明書（従業員、専従者分）
 - ・国民健康保険は支払額の集計をお願いいたします。
 - ・社会保険料控除証明書：国民年金・国民年金基金（11月上旬に届きます）
 - ・生命保険、個人年金、介護医療保険、地震保険、小規模企業共済掛金等の控除証明書 等

※令和7年度税制改正により、年末調整の結果、上半期に納付済みの源泉所得税の一部もしくは全部が還付される場合があります。この場合、**給与受給者の口座に還付**を行いますので、**還付金振込先の口座情報をお控えの上**相談会にご来所ください。

★ 源泉所得税の納期限をご確認ください！

- ・納期限は**令和8年1月20日（火）**です！
※納期限の特例の適用を受けていない場合は、令和8年1月13日（火）になります。
- ※納付税額がない場合でも、期限内に報告する必要があります。納付税額がない方の納付書の預かりは、川崎西税務署分は1月20日（火）午前受付分、川崎北税務署分は1月19日（月）午前受付分までとし、その他の税務署分は各自でご提出いただくこととなります。

年末調整相談会期間中のお願い！

- ① 従業員が多い方は年末調整処理に時間がかかりますので、早めの時間帯にご来所ください。
また税制改正に伴い、年末調整処理に時間がかかることをご承知おきください。
- ② **必ずこの相談会期間中に年末調整をお済ませ下さい！**確定申告相談会期間中は行いません！
- ③ 年末調整と合わせて会計ソフトによる記帳相談を受けられる方は**予約制（60分以内）**となります。なお、この期間は相談者が多いためご希望の日程に添えられないことがあります。
記帳相談は12月12日（金）まで開催しております「記帳確認並びに決算準備相談会」でお済ませください！
- ④ 会計ソフト・ブルーリターンAをお使いの方は、相談にお越しの際には必ずUSBメモリーなどにデータのバックアップをお取りの上ご持参ください。

～消費税について以下の確認をお願いします！～

(1) **令和7年分**（課税期間）において消費税の確定申告が必要な個人事業者は、下表㉖～㉚のいずれかの条件にあてはまる方となります。申告忘れのないようご注意ください！

㉖	令和5年分（基準期間）において 課税売上高が1,000万円を超えている 。
㉗	令和6年1月1日から令和6年6月30日（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている。（注）課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額により判定することもできます。
㉘	消費税課税事業者 選択 届出書を提出している。
㉚	令和5年10月1日以降 インボイス発行事業者として登録している 。

㉖・㉗・㉘ に該当する方		
計算方法	一般課税	簡易課税 ※注1

㉚ のみ に該当する方			
計算方法	一般課税	簡易課税 ※注1	2割特例 ※注2

※ 注1 簡易課税制度の適用を受けるには、適用を受けたい課税期間の初日の前日までに「**消費税簡易課税制度選択届出書**」の提出が必要です。ただし、インボイス制度導入に伴い特例があります。詳しくは申告会事務局までご相談にお越しくください。

注2 2割特例を適用できる事業者について

- ・ インボイス制度を機に**免税事業者からインボイス発行事業者となった方は令和8年分の申告まで**、消費税の納税額を**売上税額の2割に軽減する2割特例を選択できます**。
- ・ **一般課税、簡易課税のどちらを選択している場合も、事前の届出なしに、2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用できます**。

(2) 2割特例と簡易課税の納税額試算表

下記表は2割特例または簡易課税を適用した時の納税額の目安を示しています。消費税は所得税のような延納制度がありませんので、納税の準備をしてください。

（単位：円）

課税売上高すべて が一つの税率・ 事業区分と想定		2割特例	簡易課税 事業区分 みなし仕入率					
			第1種 90%	第二種 80%	第三種 70%	第四種 60%	第五種 50%	第六種 40%
		すべての業種	卸売業	小売業、農林漁業 (飲食料品の譲渡に 係る事業)	農林漁業（左記に 該当するものを除く）、 建設業など	飲食店業など	金融・保険業、 運輸通信業など	不動産業
年間課税 売上高	税率	納税額						
300万	10%	54,400	27,100	54,400	81,700	108,900	136,200	163,500
	8%	44,300	22,100	44,300	66,500	88,800	-	-
400万	10%	72,600	36,200	72,600	108,900	145,300	181,700	218,000
	8%	59,200	29,600	59,200	88,800	118,400	-	-
500万	10%	90,800	45,300	90,800	136,200	181,700	227,100	272,600
	8%	73,900	36,900	73,900	111,000	148,000	-	-
600万	10%	108,900	54,400	108,900	163,500	218,000	272,600	327,100
	8%	88,800	44,300	88,800	133,200	177,600	-	-
700万	10%	127,100	63,500	127,100	190,700	254,400	318,000	381,600
	8%	103,500	51,700	103,500	155,500	207,300	-	-
800万	10%	145,300	72,600	145,300	218,000	290,700	363,500	436,200
	8%	118,400	59,200	118,400	177,600	236,900	-	-
900万	10%	163,500	81,700	163,500	245,300	327,100	408,900	490,700
	8%	133,200	66,500	133,200	199,800	266,500	-	-

※各欄の上段は標準税率10%、下段は軽減税率8%

(3) **令和6年で新たに課税売上高が1,000万円を超えた方や、インボイス制度の登録等でご相談がある方は、必ず令和7年中にご相談にお越しくください。**

ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局までご連絡下さい。Tel 044-911-4616